

ある家族の新年会での年金談義（3）

花見酒の季節まで年金談義が続いてしまったが、海外の年金制度改革動向にも及び、まだまだ議論が尽きないようである（最終回）。

（大学生の孫）ところで、他の国ではどうなっているの。少子高齢化とかは、世界共通の悩みでしょ。アメリカの年金改革の話なんかは、よく新聞とかにも載ってるけど、そういう経験は日本でも参考になるんじゃないの。

（コンサルタント）そうだね。日本だけじゃなくて、先進諸国はいずれも、同じ経験をしていて、給付や受給資格の縮小などを行っている。短期的な変化をできるだけ小さくして、受給者への影響も少なくするために、スライドの方法や満額給付までの年数の延長、受給開始年齢の引上げなど、いろいろと駆使しているようだ。

（お爺さん）とはいえ、年金そのものに対する考え方や制度の違いなど、国によって状況はまちまちじゃろう。一概に真似できるものでもないと思うがな。

（コンサルタント）もちろん、他の国のやり方がそのまま日本にあてはまるわけじゃないです。ただ、見習うべき改革や、反面教師として参考にすべき部分など、いろいろあると思いますよ。

（大学生の孫）たとえば、具体的にはどういうものがあるの。

（コンサルタント）世界銀行のレポートが取りあげたチリでは、1981年から、企業の従業員に対する強制加入（自営業者は任意）の確定拠出年金を導入するとともに、最低保証年金制度、補助年金などを整備している。確定拠出年金を導入することで、賦課方式から積立方式への移行を実現し、また、当初の運用成績が好調だったこともあって、年金改革のお手本とされたんだ。ただ、その後、運用利回りの悪化、民間金融機関の手数料の高さなど、綻びも目立ってきている。しかし、こうした経験は、確定拠出年金の導入に際して、参考になるかもしれない。

（大学生の孫）ふ～ん、チリってそんなに前から、革新的な制度改革をやってたんだ。

（お爺さん）そうはいつでも、実態はそれほどうまくいってるわけじゃないようじゃぞ。所得が低かったり、雇用が不安定な者は、貯蓄ができんわけじゃし、実際に個人勘定に拠出している者も、半分に満たないという話じゃ。

（大学生の孫）いろいろ問題はあるんだね。でも、確定拠出年金っていうのは、今や世界的なトレンドでしょ。

（コンサルタント）そうだね。4月にスタートするイギリスのステークホルダー年金も、確定拠出タイプの私的年金だ。それに、イギリスの公的年金は将来にわたって、保険料が上がらず、むしろ緩やかに低下するという、先進国の中でも珍しい国だよ。

（大学生の孫）えっ、そうなの。日本とは随分違うね。

（お爺さん）かといって安心できる話じゃないぞ。なぜ保険料が上がらんかということ、そもそも給付水準が日本に比べて、全然低いんじゃ。所得代替率は、日本では改正後も6割程度を維持しておるが、イギリスでは、35%程度にすぎんのじゃ。

(コンサルタント) そうですね。ただ、最低収入保証制度の導入や、現在の所得比例年金を、より低所得者層に配慮した第2公的年金に置き換えるなど、弱者保護の手当ては行っているようです。それに、職域年金制度に加入している人は、他の先進国と同程度の水準となっていますから。で、この職域年金制度から外れた人(転職経験者や自営業者など)に、コストの安いステークホルダー年金制度を用意したというわけです。

(お爺さん) とはいえ、ステークホルダー年金も、将来どうなるか未知数じゃのう。

(コンサルタント) 他にも、オーストラリアでは、これまで税による公的年金制度を実施してきましたが、拠出制による年金(スーパーアニュエーション)を導入しました。スウェーデンでは、従来、国民基礎年金制度(賦課方式)と国民付加年金(修正賦課方式)の2階建ての制度でしたが、1階部分をNDC(Notional Defined Contribution)方式*、2階部分を完全積立の確定拠出方式としました(裏表紙図表)。あわせて、最低保証制度も導入しているようです。他にも、年金額が平均余命に応じて変動する仕組みを組み込むなど、スウェーデンの社会保障制度はユニークで、先進諸国も非常に注目しているところです。

*数理上の確定拠出方式。計算上の金額が個人ごとの勘定に与えられるだけで、拠出金が積み立てられるわけではない。現役労働世代の保険料18.5%のうち、16%がこの1階部分に充てられ、年金受給者世代の年金給付原資とされる。払い込まれた保険料に対する個人の年金受給権は、各個人の年金口座に登録され、正味の請求額とされる。

(大学生の孫) いろんな国でいろんな政策が考えられているんだね。でも、やっぱり確定拠出タイプの導入ってのが、解決策のように思えるけどな〜。

(コンサルタント) 確かに、確定拠出制度というのは、個人の貯蓄と同じで、賦課方式の問題となっている世代間不公平などは生じない。ただ、運用結果によって受け取れる年金額は変動するし、管理コストの問題などもあって、老後のセーフティネットとしての機能まで担うのは、難しいだろうね。

(お爺さん) 最低限の生活保障としての年金部分は、今と同じように、定額で給付する仕組みがやはり必要じゃろう。

(コンサルタント) そこは、年金として給付するのか、あるいは生活保障のような制度とするのかという問題もありますね。ただ、少子高齢化が進むにつれて、医療・介護費用が確実に増えていくわけですから、年金のスリム化は社会保障制度全体の中で、やはり考えなければいけないんじゃないかと思います。

(大学生の孫) そこで確定拠出制度の登場ってわけだよ。

(コンサルタント) 経済学者の中には、公的年金としての確定拠出型の個人勘定を推す人も多いが、賦課方式からの移行時に生じる二重負担の問題や、所得の低い(ない)人をどう救済するか、運営コストを誰がどう負担するか、など多くの問題があることが明らかになってきた。ただ、今回の法改正でも、公的年金を維持できるのかどうか、特に世代間の助け合いといっても、自ずから限度があることが理解されてきたので、何らかの積立部分の導入が検討される必要がありそうだね。

※ 議論はまだまだ尽きないようであるが、今後の年金制度改革に向けた議論が、より活発に行われることを期待して、新年会はひとまず終わりとしたい。

図表 公的年金制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	チリ	
制度体系	基礎年金 + 所得比例年金	所得比例年金	基礎年金 + 所得比例年金 *適用除外あり、 第2公的年金に移行	所得比例年金	所得比例年金 *98年以前は 2階建て	強制貯蓄制度	
財政	財政方式	修正積立方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式+ 積立方式	積立方式	
	基礎年金の財源	1号:定額保険料 2号:定率保険料 国庫:1/3		所得階層ごとの 定率保険料	*98年以前 定率保険料、 国庫:1/3		
給付	所得代替率 (モデル年金額/ 労働者平均給与)	夫婦約59% *厚生年金	単身約30~55% *高所得ほど 代替率低い	夫婦約60% 単身約50%	約70% *64%まで減額 を計画中	約70% *98年以前の 旧制度の場合	
	所得比例年金 算出のベース	全被保険者期間 平均	上位35年間の平均	全被保険者期間 平均 *98年4月以前は 上位20年間平均	全被保険者期間 平均	*98年以前 (総拠出額)	
付	支給開始年齢	国民年金 65歳 厚生年金 60歳 *2013年 65歳	65歳 *2027年 67歳	男 65歳、女 60歳	男 63歳、 女・失業者 60歳 *2018年 65歳	65歳 *各自選択が基本	
	繰上支給	60歳	62歳	なし	2006年~ 62歳	60歳	最低年齢等の条件を 満たせば可能
拠出	被用者拠出率(%)	8.675 (2000)	6.2 (1998)	所得に応じて 2~10 (1996)	9.3 (1995~)	6.95 (1999)	13程度 (1995)
	事業主拠出率(%)	8.675 (2000)	6.2 (1998)	3~10.2 (1996)	9.3 (1995~)	11.55 (1999)	0 (1995)

出所) 「海外の年金制度 (厚生年金基金連合会編)」より抜粋

【お知らせ】

新刊紹介「資産運用産業の新展開－IT革命下の金融サービス－」(2000年7月発売)

首藤 恵 編 資産運用研究会 著

A5版 260頁 定価 2,940円 (税込)

(問い合わせ: 電話 03-3597-8431 担当: 湯前)

「年金フォーラム」HP開設

年金フォーラムでは、年金問題を専門的かつ集中的に研究するため、所内メンバーに加えて、外部有識者を招き、年金民営化をテーマに検討を進めております。2000年12月より、基礎研HP内にページを設け、活動状況の発信を行っております。

アドレス http://nlri_web/www/stra/n-forum.html

発行: ニッセイ基礎研究所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-1 日本生命日比谷ビル内

TEL: (03) 3597-8644 FAX: (03) 5512-7160

本誌記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。